

令和6年度 第1回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

1 日 時 令和7年(2025年)3月7日(金)17時～19時

2 場 所 201会議室

3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和6年度進行管理・評価(案)について

(3) 報告

ア 第2期計画の策定に向けた取組状況について

イ 歴史まちづくりに関する今後の取組について

(4) その他

ア 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)保存改修事業の取組について

イ 日本遺産の取組について

(5) 閉会

5 配付資料

資料1 会議次第

資料2 委員名簿

資料3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例・施行規則

資料4 前回協議会議事録

資料5 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和6年度進行管理・評価シート(案)

資料6 第2期計画の策定に向けた取組状況について

資料7 歴史まちづくりに関する今後の取組について

6 会議の概要

(1) 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから「令和6年度 第1回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」を開催いたします。本日は皆さま、年度末のお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日、進行を努めます、鎌倉市都市景観課長の若林です。よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、事務局から報告と確認などをいたします。

まず、本日の出席状況ですが、田中委員、新名委員、波多辺委員、赤松委員、向原委員、星名委員は都合により欠席され、岡委員、牧田委員、鹿島委員がオンライン出席、総数18名のうち12名の出席となります。

したがって、「本協議会の条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席となり、会議が成立しましたことをご報告いたします。

また、市のホームページにて、2月26日から3月4日までの間、傍聴者を募ったと

ころ、傍聴希望はありませんでしたのでご報告いたします。

続きまして本日の資料ですが、開催通知に記載のとおり、資料1から7までございます。お手元の資料に不足等ございましたら、お申し出ください。

それでは、「本協議会の条例施行規則」第3条第1項の規定に基づきまして、議長を西村会長にお願いし、この後の進行をお任せしたいと思います。

西村会長、よろしくお願いいたします。

西村会長 本協議会の会長を務めます、西村です。今日は、私が進行しますので、よろしくお願いいたします。

本協議会は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組状況について、委員の皆さんと情報を共有するとともに、本協議会での議論や意見を踏まえながら本計画の着実な推進を図っていくことを主たる目的として開催しています。

今回の協議会では、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の令和6年度進行管理・評価(案)が主な議題とされていますので、後ほど委員の皆さんには議論をいただきたいと思えます。

今日は、委員の皆さんのご協力をいただきながら、議事を進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って、議事を進めてまいります。

はじめに、本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の会議の趣旨についてご説明いたします。

資料1の会議次第をご覧ください。初めに、2の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和6年度 進行管理・評価(案)について」では、各事業を所管する課において、令和6年度の進捗状況を評価していますので、その概要について説明いたします。

今日は、この議題についてご審議をいただきたいと思えます。

次に、3(1)の「第2期計画の策定に向けた取組状況について」では、法定協議会の下部組織として、令和6年10月に設置しました「第2期計画検討部会」を中心に、これまでの検討状況について説明いたします。

また、3(2)では、「歴史まちづくりに関する今後の取組」について説明します。

最後に、4のその他では、個別の事業となりますが、現在取り組んでいる事業の紹介として、「旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)保存改修事業」と「日本遺産の取組」について、事業所管課から説明します。

以上で、会議の趣旨についての説明を終わります。

(2) 議事

鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和6年度 進行管理・評価(案)について

西村会長 それでは、議題の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画令和6年度進行管理・評価(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和6年度 進行管理・評価(案)について説明いたします。鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、平成28年度から10年間の計画期間を設け計画を推進していますが、計画に登録した事業については、歴史まちづくり法

の規定に基づき、毎年度進捗評価を実施し、国へ報告することとなっています。このため、毎年庁内の検討部会などを活用し、各事業の進捗評価を実施するとともに、年度末には法定協議会を開催し、進捗評価の結果について意見聴取を行ってきました。本計画については、令和3年度に事業の追加や見直しなどを行い、29の事業を計画に位置付けるとともに、令和4年度からは、国支援事業である社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業）を活用し事業の推進を図っています。

各事業の進捗評価については、それぞれの事業の所管課が進捗状況の自己評価を行い、国で定められた評価シートにまとめています。資料5の評価シートは現在まだ作成中の段階ですが、最終的には3月末までの内容を盛り込んだ上で、令和7年度に国へ提出していく流れとなっています。今回は、この進捗評価シート（案）の確認と、各事業の自己評価に対するご意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料5の「令和6年度 進行管理・評価シート（案）」をご覧ください。

資料は1ページをご覧ください。「計画の実現に向けた推進体制」についてです。令和6年度の推進体制は、基本的に令和5年度と変更はありません。実施内容では、本日の協議会を含め「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会・検討部会」を活用し、令和6年度の進捗評価について審議を行ったことや、第2期計画の策定に向けた検討を開始したことなどについて記載をしています。

次に、2ページ目の「都市計画に関する施策」についてです。令和6年度の評価では、古都保存法や都市計画法、景観法など、歴史的風致維持向上に資する様々な制度を運用し、周知を図ることで良好な景観の形成に努めたことなどを記載しています。

次に、3ページ目の「景観地区の活用」についてです。令和6年度はこれまでに引き続き、景観計画や景観形成ガイドライン、市独自の屋外広告物条例など、様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきたことなどを記載しています。

続いて、4ページ目からは、③の「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」となります。本計画では29の事業のうち4事業が完了しているため、令和6年度は残りの25事業について評価シートを作成しています。今回の説明では、毎年度継続して実施している事業について、令和5年度との変更点などを中心に説明していきます。

まず、4ページ目の「景観重要建築物等助成事業」についてです。

令和6年度は、鎌倉市の景観重要建築物等のうち、石島邸など3件の建築物について建物修繕に対する助成金を交付する予定です。

次に、5ページ目の「扇湖山荘庭園防災工事事業」です。こちらについては、平成29年度以降に防災工事は実施しておらず、今後の事業化も見込めないことから、進捗状況は「計画どおり進捗していない」と評価しています。

なお、現在当該地の利活用事業者の募集を行っており、利活用の取組を進める中で防災工事についても検討を行っている状況です。

次に、6ページ目の「歴史的風致形成建造物保存整備事業」についてです。こちらについては、令和4年度から国支援事業である「街なみ環境整備事業」を活用し、建造物の整備を進めており、進捗状況については「計画どおり進捗している」としています。

次に、7ページ目の「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」についてです。本事業では、ロードプライシングの導入に向けて、関係機関との協議も含めて検討を進めていますが、制度面や技術面での課題も多いのが現状であり、進捗状況については「計画どおり進捗していない」としています。一方で、鎌倉地域における交通環境改善のための取組を進めており、令和6年度は、JRの駅や車両内等で公共交通による来訪を促す広告を展開したことなどを記載しています。

次に、8ページ目の「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」についてです。こちらについては、令和4年度から事業期間を延長し、時間をかけた事業展開を視野に入れて取り組んでいますが、地元や関係機関との協議に至らず、未だに事業着手に至っていないため、進捗状況については「計画どおり進捗していない」としています。

次に、9ページ目の「社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業」についてです。令和6年度は、鎌倉駅東口公衆トイレにおいて、多目的トイレ内に点字ブロック及び音声案内を設置したことや、報国寺境内に公衆トイレを新設するにあたり、市の補助金を交付する予定であることなどを記載しています。

次に、10ページ目の「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」についてです。本事業では路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルートを設定し、案内板・道路名板の設置や荏柄天神社の周辺道路美装化など、歴史的遺産と一定的な整備・運用を図る取組を進めることとしています。具体的な検討は第2期計画において重点的に実施していく予定ですが、令和6年度はハイキングコースの整備や散策路沿いの崖の崩落対策工事を実施したことなどを記載しています。

次に、11ページ目の「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業」についてです。令和2年度から運用を開始したガイドラインを基に、地域の良好な景観形成のため、事業者との協議や地元の商店会、景観整備機構との意見交換を行うなど、ガイドラインの活用を図る取組を行ったことなどについて記載しています。

次に、12ページ目の「屋外広告物条例制定・運用事業」についてです。令和6年度は、商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗の許可に関する要綱、及びつり下げ広告旗表示ガイドラインの策定や、公共施設への広告付き公共サインの運用について検討したことなどを記載しています。

次に、13ページ目から17ページ目までの「樹林・緑地関係事業」は、概ね令和5年度と同様の実施状況であり、内容は今後充実させていく予定となっています。

次に、18ページ目の「発掘調査速報展事業」については、遺跡調査研究発表会及び遺跡調査速報展を開催したことなどを記載しています。

次に、19ページ目の「出土遺物庁舎内展示事業」については、本庁舎1階ロビー及び第4分庁舎において遺物の展示を行ったことを記載しています。

次に、20ページ目の「史跡環境整備事業」についてです。市が管理する史跡については、これまでどおり日常的な維持管理を行っていること、また、史跡大町釈迦堂口遺跡の暫定公開に向けて、想定される見学ルートの手摺り設置やロープ柵設置等の安全対策を行ったことなどを記載しています。

次に、21ページ目、22ページ目の「文化財関係事業」については、概ね令和5年度

と同様の実施状況となっています。

次に、23 ページ目の「観光案内板等整備事業」についてです。令和6年度は、御成町の諏訪神社に名所掲示板を設置する予定であることを記載しています。

次に、24 ページ目の「博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携」についてです。市内在住・在学の小中学生に対し、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館共通の「年間パスポート」を配付して来館を促進したことや、市内文化施設の5館が連携し、「ミュージアムめぐりスタンプラリー」を実施したことなど、文化施設の連携による運営強化の取組を進めていることを記載しています。

次に、25 ページ目の「鎌倉市にふさわしい博物館事業」についてです。令和2年6月に策定した「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」に基づき、エコミュージアムの理念を取り入れた鎌倉市にふさわしい博物館「(仮称) 鎌倉ミュージアム」の具体的な検討を行ったことや、基本計画の素案を作成したことなどを記載しています。

次に、26 ページ目の「郷土芸能普及啓発支援事業」については、鎌倉郷土芸能大会を鎌倉生涯学習センターで開催したこと、また、27 ページ目の「御霊会(ごりょうえ)助成事業」については、面(めん)掛(かけ)行列を実施している団体に補助金を交付し、継承活動を支援したことなどを記載しています。

28 ページ目の「教育情報事業」については、「私たちの鎌倉」などのデジタル版を児童生徒や教職員に配信し、活用の機会を増やしたことなどを記載しています。

続いて、29 ページ目から 31 ページ目までの④「文化財の保存又は活用に関する事項」では、令和5年度と同様に、文化財の指定や修理、普及啓発に取り組んでいることなどを記載しています。

次に、32 ページ目の「効果・影響等に関する報道」については、令和6年度も各メディアで本市の「歴史的遺産と共生するまちづくり」の取組に関連する報道が多数なされたことなどを記載しています。

続いて、33 ページ目では「日本遺産に関する普及啓発活動」について、34 ページ目では鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館において実施したイベントやツイッターによる情報発信を行ったことなどについて記載しています。

次に、35 ページ目では既に完了した4つの事業について記載しています。

最後に、36 ページ目では、本日の法定協議会の終了後に主なコメントの概要を記載する予定です。内容については記載後に委員の皆様にご確認をいただきたいと考えております。

以上で、令和6年度 進行管理・評価(案)についての説明を終わります。

西村会長 はい、ありがとうございます。

事務局 ただいまの説明で資料の説明を一部訂正したいと思います。5 ページ目の扇湖山荘庭園防災工事事業について、進捗状況の中で、下から2行目の活用事業者の募集を行っておりと報告させていただきましたが、令和6年度中に募集を行っておりまして、令和6年12月に一般社団法人鎌倉ルネッサンスを優先交渉者とし、7月に公表、話し合いをしている状況でございます。一点修正させていただきました。

西村会長 ありがとうございます。ということは5ページのその部分は訂正されるということ

ですね。

事務局　　そうです。

西村会長　　ありがとうございます。それではただいまのご報告につきまして、ご質問やご意見があれば伺いたいです。まず、21 ページと 30 ページに同じような写真がありました。これは同じ中身だけれども項目が違うということですか。

事務局　　先生がおっしゃるように同じ写真であり、書いてある内容も同じですが、評価シートの項目が違うということで、同じ内容について触れております。

西村会長　　観点が少し違っているということですね。

事務局　　そうです。

西村会長　　他に質問があればお願いします。

横松委員　　9 ページの社寺境内公衆トイレ改修・整備事業についてで、ここに出ている鎌倉駅東口公衆トイレ、報国寺境内トイレ、八幡宮美術館脇トイレの3点は計画通り進捗しているということですが、それ以外の計画はあるのでしょうか。私の印象としては、鎌倉市内に観光客が大変増えており、これでは全然足りません。ご説明をお願いいたします。

事務局　　こちらの事業につきましては、観光課が所管をして進めている事業になっております。この場で今後の具体的な計画は分かりませんが、計画を定めて順次進めていくということは伺っており、少しずつ取り組みの方は進んでいくのではないかと考えております。

横松委員　　事業期間として令和7年度までということですか。事業期間に、昭和39年度から令和7年度と書いてあるのは、令和7年度で終了するというのでしょうか。

事務局　　歴史まちづくり計画自体が10年間の計画となっていますので、ここに書いてある事業については、今、令和7年度というような記載はしていますが、この事業については、おそらく令和8年度以降の第2期計画においても継続していく事業かと思えます。

横松委員　　はい、分かりました。

西村会長　　はい、ありがとうございます。この全体の進行管理評価シートの立て付けは、歴まちに関わることは全部書いてあるので、市がどんなことを行っているかよく分かります。一方、都市景観課以外のものもたくさん出てくるわけです。協議会の場に都市景観課の人しかいないと今の質問に答えられないので、出来ればこれに関連しているような部署の人が在籍してくれるといいと思います。事務局の方の出席の工夫を、今日ではなくていいので、考えていただければなと思いますがいかがでしょうか。

古賀部長　　所管課が非常に多いので、可能であれば事前に資料をお配りした中で、ご質問等を予めいただければ、それに関連する部署の職員を呼ぶことは可能ですが、いかがでしょうか。時間に余裕を持たせれば十分対応可能ではないかと考えております。

西村会長　　確かにすごく多くの課に跨るので、ここに来てもらうのは現実的ではないかもしれません。

福岡委員　　今の質問に続いてですけれども、進捗評価シートの1ページ目の推進体制というものがございまして、この中で、まちづくり推進検討委員会と歴史的風致維持向上計画

協議会の一つの器の中に全部所管の業務が入ってしまっていますが、これが内部のインベントリー（有料）であればいいのですが、外向けにこれは誰が行っているのかや、どこがどこまで達成出来ているのかということをもし示す資料となるのであれば、進捗評価シートの中にどの課が担当している事業なのかを書いていただいてもいいのかなと思いました。あとはこの推進体制の中で、副市長以下、教育文化財部まで名前を書いてありますけれども、それぞれがどういう役割があり、この中でどうということになるのかがもう少し庁内で整理されると、多分この計画がもう少し円滑に進んだりするのかと私は勝手に思っています。この中で鎌倉市が全部公費で行うものと、それから民間の事業者さんに入っていて一緒にやるものと、民間に行っていくもの、あと市民と一緒にやるもので、おそらく事業のタイプとしてはいくつかあると思っていて、進捗評価シートとそれが全部一緒になっているので分かりにくいというか、ハード整備に関するものもありますし、活動もあり事業もあります。進捗管理シートというものは市の中で確認するものなのか、外部に公表していくものなのかによっても作り方は変わると思ったので、それを教えていただければと思います。

事務局 今のご質問ですけれども、シート自体は国の方の定められたフォーマットによるもので、それに当てはめて評価をするものでございます。それを国に報告するとともに、国からチェックを受け、ホームページに公表していくというものでございます。

あとは25の構成事業ということで、事業にはそれぞれの課がぶら下がっているもので、それは確かにきちんとイメージ出来るようにした方が良い話ではあります。今後連携して行っていくような事業も出てくるかと思っておりますので、国の様式等の兼ね合いもありますけれども、そこはもう一度調査し、対応出来るようなものであるならば対応していきたいと考えております。もう一点は、事業主体について、基本的には市が行っている歴史まちづくりの取組構成事業として掲載をしている内容になってございます。

福岡委員 はい、ありがとうございました。例えば25ページにフィールドミュージアムのイメージが書いてありますが、「エコミュージアム構想」という文化財の点を巡る話と、「フィールドミュージアム」というのはまちづくり計画やみどりの部署の話なので、今そこは別々に進んでいますが、もう少し考えて、結構いろんなネタが詰まっている事業だと思いますし、目玉になる事業だと思います。この計画の中には、サラッと通して確認する事業というのは多分あるのかなと思いますが、目玉になるとなる「フィールドミュージアム」の事業は今後この計画を実行していく上ではすごく大事なポイントとなる事業だと思います。

西村会長 ありがとうございます。普通の市では、担当課が一つか二つなので、そんなに問題ないですけれども、鎌倉の場合ものすごく多様なところが歴史とかまちづくりに関わっておられるので、なかなか国の標準フォーマットでは書きにくいのではないかなと思います。その辺は議論していただくと。実はこのフォーマットを作る国の研究は私に関わっていません。鎌倉のところを標準に作ってないので書くところが少なくなるので申し訳ありません。

事務局 今ご提案があった通り、各事業と所管する部署別に一覧表のような形での資料を抑えたいと思います。

あと行政の委員の役割という意味では、このメンバーの中でほぼほぼ把握できるということで、このメンバーにしておりますが、たまたま今その観光課のトイレの話が一番手薄な部分で大変申し訳ございません。ちなみに、引き続きそのトイレの改修を行うという内容につきましては、今一番取り組んでいるのがトイレの和式を洋式化、それからユニバーサルトイレをなるべく増やしていくというところで、老朽化して改修が必要なトイレから順次改修を行っているところでございます。新規のトイレを新しく作る所でいいますと、なかなか用地の確保の問題がございまして、思うように進んでいないのが現状でございます。

西村会長 はい。それでは次お願いいたします。

大木委員 10 ページの歴史的遺産をつなぐ散策路整備事業についてです。このページは市民にとってすごく大事な部分かなと思っていて、ここの計画に記載している内容の最後に結果的にこういったルートを整備することによって、混雑軽減に努めるという目的があり、まさにこれは今、すごく深刻化しているオーバーツーリズムとかに繋がる部分で、このページはすごく大事になってくるわけですけども、ここで言うその後の定性的・定量的評価の部分で、こういうことをやりましたというのを結果的にこれがどういう形で混雑解消に繋がったのかが、可能であれば第2期に繋げるという意味でも評価してもいいのではないかなと思います。行ったというだけの事実だけでなく、今この段階で、その後に実施検討にあたっての課題という中で、住環境への配慮等が必要となるという、これも以前から言われていたことで、これらは結果的に言うと、次の第2期のときにどういう展開を見せるかという部分ですごく大事なキーワードになっていると思います。ちょっと念押しみたいな形で言わせていただきます。

西村会長 コメントということですね。ありがとうございます。私の方から一点、3 ページのところに景観計画地区の活用について、高さ規制に関して住民提案ですか、都市計画提案制度で 15m から 12m にする提案が出ているということが書かれていますけれども、この辺りのことは今どうなっているのでしょうか。

事務局 北鎌倉駅の周辺ですけども、景観地区を指定していて法的には景観地区の中で 15 m 規制をしているのですが、地元の一部住民の方の中で、それをさらに厳しい地域に合ったものにしてほしいといったようなご要望が出てきていることがあります。ただ地域の総意になっておらず、都市計画の提案制度として市が判断をして、それをさらに厳しいものに改定をするところまでは至っていません。そういう意味では調整中ということだと聞いています。

西村会長 関連して、この景観地区が鎌倉のすごく広いところが景観地区になっていて、これは日本の中でも本当に特筆すべきで、こんなに都市の中心部に景観地区が全部かかっているのは鎌倉市と芦屋市ぐらいです。その制限がかかっているということが実際の施策にどれぐらい効いているものなのか、あまりそうでもないのか。提案が出てくるということは、それなりにそのことを行おうという人たちもいらっしゃるということです。そういう評価がどうなのか、どのような効果があるのかをお聞かせ願えれば

と思います。

事務局 元々、鎌倉の若宮大路周辺を行政指導で高さ制限を進めてきておりまして、当時 15m の行政指導をしてきています。起源から言いますと、若宮大路の八幡様から海を見たときの景観というものを整えるということで、目線よりも下に、あるいは周辺の山並みと調和するものということで、都市計画審議会において 15m が妥当だという答申が出されたということです。これを受け市が駅周辺の若宮大路含めた行政指導を長らく行ってきたということです。それを何とか法的な制度に移行させたいということで色々検討しました。美観地区も検討しましたが、制度がなかなか馴染まないという見解をいただき実現しなかったところもありましたが、景観法が制定され、まさに景観地区といった制度が新たに出来ましたので、そこで鎌倉市は行政指導を景観地区という形で指定をしたという形になっています。その際、これまで行ってきました若宮大路周辺だけではなく、古都の地域、広い地域ですけれども、風致地区の指定がかかっていない地域全体、その市街地の部分で、そのところを景観地区にするということと、あと北鎌倉の鉄道沿いのエリアを景観地区に指定するといったことをさせていただき、その中で 15m といった規制が出来るようになったということだと思います。そういう意味では今、委員長からご指摘のありました内容ですが、長く行政指導を続けてきた、それを事業者の方とか住民の方が許容してきたという蓄積がありまして、そういう意味では市民の方、ないし事業者の方の理解が長い年月の中で積み重なったこと自体が、その制度の運用ないしは制度の制定というところにすごく寄与したということだと私は理解をしております。

西村会長 ありがとうございます。

村田委員 今のお話に続きますけれども、この会議から外れるかもしれませんが、市庁舎移転ということが今問題になっております。新市庁舎を移した場合、この場所をどう再開発するかということが市民の関心です。鎌倉芸術館は特別な大きな施設でございますけど、市民が一番愛用しているのは鎌倉駅前の生涯学習センターです。生涯学習センターに代わるものがここに出来ることを市民みんなが期待しております。ところが今おっしゃった高さ制限で、この通りの向こう側が 15m で、この場所だと 10m までになります。そうすると、高さ的にホールが建たないというので、文化協会ではいろんな意見が出ております。やはりその景観というのは、決めたときにはそのときの時代にすごく合った景観や高さでいいと思いますが、今日本全体に高層建築がどんどん建っている中では、景観を守りながらもある程度の高さが許容できるという都市計画に移行してもいい時期なのではないかという意見も建築家の方を中心に出ています。だからそんなことも市の方でお考えいただけたらと思います。

西村会長 横松委員お願いします。

横松委員 その高さ制限があるから、ここに新しい市役所は建てられないと私は理解をされていて、この高さ制限が取り払われれば、この場所に新しい新庁舎を建てることができ、深沢の方に移る一つの理由としては、ここに高いものが建てられないから深沢の方に行くという説明を受けていますので、非常にそれが大きな関連になって大きな問題というか、重要な課題になってくると思います。

村田委員 深沢はもう深沢ありきで進んでいるようです。今市民が色々生活の仕方を考えている中で、確かにどんどん鎌倉市は深沢から大船の方に広がっています。年齢的にも、旧鎌倉ではある程度高齢者の町になっておりますが、どんどん周りは若い方の町にも変わってきている。

だからそういういろんな状況を考えて、市役所の問題もそうですし、いろんなことが動いているのだと思いますけれども、文化都市と言われている鎌倉にしては、市が主導する本当の文化が育っていないというのが市民の意見です。鎌倉の文化は市民力で頑張ってもらっているから、市民にお任せみたいな感じがあるのです。だけどそれではいけないと思います。だから市庁舎のその意見と同時に、新しい市民が活動出来る文化施設がどういう形でどこに出来るか、そういうことももう少し具体的な計画が出るとういと考えます。市の広報に出ているあの“ふみくら”という計画は、漫画みたいになるので、それで全部並走どころか、音楽関係の人が怒っているのは音楽が野外ホールになっていました。だからそんな計画でコンビニがあるとか、市民がそこで集まって意見交流をする場というイメージを市は持っている。市民はもう少し深いものを考え、交流にしてももっと学びの出来る空間を考えていると思いますので、その辺が市の方針とかなりずれているなと私は思います。

特に先月 24 日の説明会でも、最初から説明事項 QR コードを読んでそこに入れなさいというやり方なのです。これはもうある一定の年齢以上の人たちは、もうそこではみ出されたわけです。どんどん新しい IT を使ったやり方で、スマートシティを目指しているというのは私もよく分かるのですが、やはり高齢でも色々な経験があり、まだまだ市の役に立ついろんな構想を持っている高齢者がいますから、そういう人たちの能力をもっと使ってあげるといように思います。

だからそういう意味ではその高さ問題もそうですし、市役所が深沢でなければならぬのかという問題、あれも結局市民の交流の場というのが最初に出て、1階から吹き抜けにするという構想の案で、それで他の市民の皆さんは、今市役所に来てしなければいけないことは、殆んどのがコンビニで出来る。本当に市役所に行くのはきちっとした相談事とか何か特別なことで行くことの方が多いので、ただ交流の場が真ん中に開くというよりは、きちっとしたお部屋に行って相談したい。それなのに全部フリースペースにして、間仕切りでいろんな課を仕切るといような案でした。大分市民の要望と市が考えてらっしゃることがかけ離れていると思います。だからそういう意味で、こちらで建て替わっても市がそういうことを考えてらっしゃるので無駄です。

それから私が聞いておりますのは、ここで建て替えられないのは、防災の点で旧鎌倉だと危ないということらしいです。だけど今度深沢が安全かという、あそこに消防署を集約するという事なので、実は今消防署が救急で出ている一番頻度が高いのは大船消防署なのですが、それが深沢に合同となってもいかなものかと言っている市民もいますし、いろんな問題が鎌倉市は重なっています。

だから今これ最初いただく前にも、ホームページに入っていたでしょう。私全部チェックしてきたのですけれども、これでは殆んど計画通りに全部マークが入っていま

すが、逆にマークが入っているところに問題があるなど私は思いました。それに特にトイレの問題、確かに神社は整備をしているところは真面目にしています。妙本寺もある程度綺麗になりました。だから神社は協力しているのだと思います。ところが三菱銀行はもうトイレを使わせなくなりましたね。島森書店も外部から来る人に使わせなくなりました。それは観光客の使い方が悪いからだと思います。ですから昔は市民が使えたような公共のビルでも、今はトイレが使えなくなっています。これだけ観光客が来る街ですから、そういうことも結構深刻な問題で、観光客のバランスと市民のバランスをもう少し市の方は考えていただきたいと思います。

西村会長 ありがとうございます。大変重要な課題です。

福岡委員 また少し話を元に戻すと、先ほど3ページ目の景観計画の話ですけれども、この景観計画景観地区の中での新規の建て替えがあるときの協議、大木委員さんとかご存知だと思いますが、案件ごとに協議というのは多分されていると思うのですけれども、世田谷ですと景観アドバイザー制度がございまして、色だとか、建物の高さとか、あとどういう緑を入れるかをかなり細かく景観アドバイザーさんが協議を事前に行っていて、鎌倉市さんでも行われていると思うのですけれども、その中身というのが公開をされているのかどうかということと、逆にこの景観地区の中でのそういった協議内容は、結構他の事業はこれからたくさん起きてくるときに、ガイドライン化やもう少し効率化してそういうものを整えていくこともあるのかと思ったのですが、その実態が勉強不足で分からないのですけれど、もし鎌倉市独自の取り組みがあれば教えていただきたいです。

事務局 まず景観地区に関しては、都市計画法に基づく景観地区ということで認定制度になっております。こちらにつきましては戸建ての住宅であったとしても、建物の高さや色彩については認定を受けるような仕組みになっております。また、今お話にあったのが一定規模以上の建物の建築時の協議につきましては、例えば500㎡以上の建築については、景観条例に基づく景観配慮協議といった制度を設けております。これについてはホームページ上での住民意見や事業者の見解書の公開などの手続きを経て、最終的には景観法の認定申請を提出していただくという流れになっています。

福岡委員 なるほど、アドバイザーというのもいるのですか。

事務局 先ほどお話があった構成事業にも記載はありますが、若宮大路や小町通りにつきましてはガイドラインを作っておりまして、それに沿うような形で景観配慮協議を行いますが、特に周囲に影響を与える大規模なものにつきましては、景観アドバイザーが、例えばホテルメトロポリタンがありますけれども、その様な場合はアドバイザーを入れて協議を行っていく仕組みを設けております。また、景観形成地区など、若宮大路や小町通り等の特定の位置づけがある地域については、そういうアドバイザーの他、景観整備機構という建築の専門家等がいる中間的な組織もありますので、そこでの協議は行政だけではなく、中間的組織の目も入れて協議をしているという仕組みが整っております。

福岡委員 ありがとうございます。その上で今この3ページ目に書かれている、西村委員長がおっしゃったように、かなり広域のエリアが選定されている中で、都度対応されてい

ると思いますが、それで今非常に上手く回っているのか今後に向けて景観を維持するためにもう少しこう工夫や変えなければいけないこともあるかについて、また後ほどお話されるかと思しますので、お願いいたします。

西村会長 後半で、これから何をされるのかを説明してもらいましょう。牧田委員の方でご発言いただきますとの声があります。

牧田委員 5ページ目の扇湖山荘庭園防災工事事業に関してですが、鎌倉ルネッサンスさんが優先交渉者になって今対応を進めているとお話を伺いましたが、鎌倉ルネッサンスさんはこの建造物の中での内容の事業提案だと思のですけれども、防災工事に関しては、この事業者が行なうということではなく、やはり市の方で主体的に行っていただく形になるのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

公的不動産活用課 扇湖山荘利活用の方の事業を進めております、公的不動産活用課の西村と申します。よろしく申し上げます。今いただきました防災工事の民間事業者がやるべきなのか、市がやるべきなのかというところですが、今回の募集では扇湖山荘全体で今4.7ヘクタールぐらいありますが、貸付の対象としているのがその約半分ぐらいの2ヘクタールぐらいの範囲になりまして、その中にも一部レッドゾーン等が含まれています。貸し付ける範囲の中に関しては、事業者の方とお話し合いながら出来る範囲で防災対策を行っていただきたいと考えております。それ以外の部分は、今回の事業と少し取り組んでいかないといけない部分もあると思います。

牧田委員 ある一定の区域の中では、民間の事業者が対応するという理解でよろしいでしょうか。

公的不動産活用課 今おっしゃっていただいたように、貸し付ける範囲の中は、民間事業者が約半分ぐらいという形になっています。

牧田委員 分かりました。貸し付ける部分に関しては民間事業者が行い、それ以外のところに関しては、民間の責任範囲ではないということで分担をしながら進めていくということでしょうか。

公的不動産活用課 その通りです。

牧田委員 分かりました。ただ扇湖山荘の周辺というのは、民地がすぐ崖の下にありますので、今後活用を進めていく上では、防災という観点で協力しながら民間として市と協力しながら危険のないように進めて活用をしていく、そこが一番重要ではないかと思ます。これは今計画通り進捗していないと書いてありますが、これは計画通り進捗しているに変えるということでしょうか。

事務局 項目につきましては、防災工事という項目ですから、そういう意味ではまだ民間の協議中ということで決定していませんので、それを待つ最終的には分担を決めていくので、当初計画7年度までに防災工事を出来ればと思っていました、ということからすると計画通り進んでいません。ただ今ご指摘の通り役割分担を決めて行きますので、今後の見通しは立ちつつあるという状況だとご理解いただければと思います。

牧田委員 分かりました。ありがとうございます。

西村会長 はい、ありがとうございます。その他何かありますでしょうか。

横松委員 扇湖山荘の利活用は鎌倉ルネッサンスが手を挙げたということで、少し光が見えてきたということでしょうけれども、その民間に2ヘクタールを任せるのは大変きついのではないかなと思います。建物の具体的な活用方法が見えてきたら、庭園あるいは敷地に関する防災工事というのは、予算を市の方で取っていただきたいと思いますが、建物の具体的な利活用ということは団体がこれから検討していくと思いますので、そこに防災工事も含めた2ヘクタールの管理、それから防災等を任せるということは非常に負担がかかり、また頓挫の方向に行くのではないかと危惧をいたします。もし前に進めるという市の側にも意思があるとしたら、民間が手を挙げてくれたら2ヘクタールはどうかということではなく、もうちょっと柔軟に進めていかないと進まないのではないかなと思います。それはお願いということでよろしくをお願いします。

西村会長 そういうご意見ですね、ありがとうございます。岡委員が挙手されているのでご発言ください。

岡委員 7ページの「人と環境に優しい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」というところですが、こちら今年度の評価としては計画通りに進捗していないということで、実は昨年度の評価シートを拝見しているのですけれども、進捗していないというもの何かしら去年よりは進捗があったのだろうかという視点で拝見しているのですが、定性的・定量的評価についてはAIカメラの搭載ですとか、駐車場の利用を図る実証実験をされたというところで、去年とは違った内容が書かれておまして、あの実証実験の結果についてはどんなことが得られたのかは知りたいと思いました。一方で実施検討にあたって課題と対応方針というところでは、昨年と同じ内容が書かれておまして、今後進捗させていかないといけないという中では、もう少し昨年度と違う具体的な案が書かれていると良いという意見を持ちました。以上です。

西村会長 はい、ありがとうございます。この点に関していかがでしょうか。

事務局 中に書いてありますように、根本的なTDM、交通需要管理政策ということに関しては、鎌倉の地形の特徴である七つの切通し、外から入ってくるのでロードプライシングという課金をして、車を抑制しようという方策を基にしているのですけれども、それについてはなかなか法律的な課題等があり、今のところ上手く進んでいないという状況です。ただ国等の協力を得ながら調査や研究は継続をしている状況ですが、それだからといって鎌倉は今の交通状況を改善する施策を行わなくていいかということがありましたので、短期的な交通政策ということも並行して行おうということで、ここ数年行ってきたということでございまして、今ご指摘いただきました駐車場ですとかAIカメラについては、今出来ることをまず取り組むということで行っているということです。ここにありますパークアンドライドとか、鎌倉フリー環境手形といった公共交通の優遇策ないしは公共交通と組み合わせた施策につきましても、継続的に実施をしているということでございますので、引き続き時間はかかるとは思いますので、しっかり進めていくことだと認識をしております。

西村会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

岡委員 ありがとうございます。

西村会長 はい。その他いかがでしょうか。

小林副会長 歴史のところから細かいことになってしまうのですけれども、31ページの「文化財の保存活用」に関するところで、出土遺物系の展示ですとか、あるいは発表会等成果が上げられていて、鎌倉市は本当に貴重な中世の遺物が毎年出てくる、非常に独特で他にないようなところだと思い私も勉強させていただいており、非常に素晴らしいと思うのですけれども、同時に毎年その他に歴史美術資料も何点か文化財に着実に指定をされていて、その数を増やしているかと思えます。なので、ここでは計画としては所有者の意向を踏まえながら積極的な公開活用を図ることを目指すと書かれておられますので、歴史資料美術資料は展示するに伴い色々と条件等もあり難しいのは、自分もそこにいるので百も承知しておりますけれども、そういった機会も今後ご検討いただけるといいと思いましたがというところが一点と、あと34ページのところで、啓発ということで色々と発信をして伝えていただいているということを書いていただき、Twitterあたりがここ近年おそらく新しいツールとして書かれておられると思うのですが、ツイート数とフォロワー数もそうですけれども、インプレッション数も入れてもいいのではないかなと思うところなんです。以上です。

西村会長 はい、ありがとうございます。それでは参考にさせていただければと思います。よろしいですか。何かありますか。

小林委員 貴重な意見ありがとうございます。先ほど発掘して出てきたものは鎌倉市の文化財専門委員会がございまして、発掘品も市の指定文化財にしたのですけれども、そのところも出てきたものはかなり原型を留めたものが出てきました。ちょっと欠けているだけのものや、おそらく使った形跡もないようなものが大量に出てくるということがございまして、それに関しましては文化財指定をさせていただいているところでございます。その辺鎌倉独特のものがありますので、その周知啓発については今後も行っていきたいと思っておりますので、今いただいた意見も踏まえて進めていきたいと考えております。

西村会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。ずいぶん時間を取りましたので、たくさん意見いただきありがとうございました。全体としては、もう少しという話でここが駄目だという大きなご意見ではなかったのかと思います。可能であればまた年度末までに動くところもあるということなので、最終的な文言は、可能であれば私と小林副会長に一任させていただいて進めるということでお決めいただくということではよろしいでしょうか。

委員一同 了承。

西村会長 はい、ありがとうございます。それでは一任させていただき、基本的には了承という形でお願いしたいと思います。それでは次の議題に行きたいと思えます。

次の議題は報告ですけれども、第2期計画の作成に向けた取り組み状況についてであります。事務局から報告をお願いしたいと思います。

(3) 報告

ア 第2期計画の策定に向けた取組状況について

西村会長 次に、報告(1)「第2期計画の策定に向けた取組状況」について、事務局から説明を

お願いします。

事務局

第2期計画の策定に向けた取組状況について説明いたします。

資料6をご覧ください。第2期計画の策定にあたっては、国の関係3省庁と協議を行いながら令和7年12月までに計画を策定し国の認定を受ける必要があります。限られた期間の中での対応が必要となります。委員の皆さまには既にご報告しているとおりで、法定協議会の下部組織として第2期計画検討部会を令和6年10月に新たに設置し、集中的かつ効率的に検討を進めているところです。これまで検討部会は2回開催しており、検討状況については後ほど小林副部長からご報告をいただきます。

次に、第2期計画の検討の方向性について説明します。検討の方向性としては、資料6に方向性1から7までを示しておりますが、このうち大きなものとしては方向性1のおり、現計画で6つある歴史的風致の追加又は掘り下げについて検討すること、また施策を重点的かつ一体的に推進する区域である重点区域について、現在は鎌倉地域を中心に設定していますが、この区域の拡大について検討することを掲げています。

資料6の地図をご覧ください。現在設定している重点区域をオレンジ色の線、拡大部分を赤線で示しています。今後の検討とはなりますが、区域の拡大のイメージとしては図にあるとおり、例えば腰越方面に向けた海浜沿いのエリアや、鎌倉山の丘陵住宅地が形成されるエリアなどを案としていくことを考えています。これらのエリアは、第1期計画から既に「周遊観光にはじまる『江ノ電』にみる歴史的風致」や「別荘文化に由来する歴史的風致」の範囲としていたものですが、第1期計画では重点区域には含めていなかった区域です。

重点区域を拡大する理由としてまず海浜エリアについてですが、第2期計画では「歴史まちづくりの面的な展開・ネットワークの構築」について検討したいと考えており、鎌倉地域だけでなく、腰越地域に向けて範囲を広げ、散策路の整備などウォークブルなまちづくりを通して観光客の分散化にも繋がるような事業を検討していきたいと考えているものです。

また、鎌倉山エリアについては、「別荘文化に由来する歴史的風致」の内容を掘り下げ、歴史的な建造物が点在している範囲まで重点区域の拡大を考えているものです。歴史的風致の追加についてですが、現在は近世以降の江の島詣を始めとした鎌倉山系や観光に焦点を当て、江ノ島と金沢を結ぶ当時の参詣・観光ルートを中心に、歴史的風致を追加できるか検討していきたいと考えています。

なお、重点区域を拡大することで、この区域内で行う建造物の保存改修などの事業については、国の交付金の対象とすることが出来るようになります。このような方向性について、現在主に第2期計画検討部会において検討を開始したところです。この他、第2期計画では重点区域における新たな構成事業の追加や、歴史的建造物の保存・活用を進めるため、民間所有の建造物まで支援を拡充することなどについて検討していきたいと考えています。以上が第2期計画の検討の方向性となります。

続いて、第2期計画策定に向けた市民参画について取り組み状況を説明させていただきます。

資料6-1をご覧ください。こちらの図が第2期計画策定に向けた市民参画の流れを

示しており、真ん中のところが先ほど説明をいたしました検討部会のスケジュールになっております。その間で国のヒアリングが入ってきますが、実際行っているものとこれから企画する市民参画について簡単にご説明させていただきます。まず、今既に始まっているものとして、オンライン形式での意見募集を行っております。記載されている liquid というオンライン共創プラットフォームというものを活用しまして意見募集をしております。

次にフィールドワーク形式で5・6月に意見聴取をしていく予定です。こちらについては基本的には市民の方を対象として実施をしていきます。

最後に、計画の素案についての市民の意見公募を12月に予定しております。

続いて、細かいところを簡単にご説明させていただきます。

まずオンライン形式での意見募集の実施状況ですが、先ほど言いましたように、1月から第1回、第2回、第3回に段階的に分けて意見募集をしているところです。第1回は1月に、歴史的な鎌倉市さを集めるということをテーマに意見募集をしまして、具体的な設問としては、「あなたが考える ここが鎌倉らしい歴史的なコト・モノ・ヒト」を文字や画像で教えてくださいということで、画像付きのものも多く投稿いただき、合計43件の意見投稿いただきました。第2回は2月から意見募集を開始して先週まで行っておりまして、鎌倉市の歴史まちづくりについて、理想と課題を知るということをテーマに、設問といたしまして、「鎌倉らしさを守るため、より良くするために、あなたが考える足りないこと、こうなったらいいなは何ですか」ということを聞きまして79件の意見が投稿されました。今実は募集の集計期間自体終了しておりますが、意見募集ができるオンライン上の部屋みたいなものは開いており、現在も1日ごとに少しずつ増えている状況ではあります。最後、第3回ですが、第1回、第2回の回答をもとに、今事務局の方で具体的な取り組みを考えることをテーマに設問を検討しているところです。集計では鎌倉の景観や道、それに対する課題がかなり多く出てきたので、「道」をテーマに、生活のための道、観光のための道、それぞれの課題や解決策を意見募集していこうと考えているところです。まだ具体的な設問は固まってはいたませんが、来週ぐらいから始められるように今事務局の方で動いております。

続いて、フィールドワークの企画内容についてです。企画を考える上で大木委員からも色々アドバイスをいただきまして、ありがとうございます。テーマは、鎌倉歴史発見、鎌倉歴史まちづくりウォークを銘打って、目的の一つ目を「歴史的遺産と共存するまちとして、観光と市民生活の共存を考える」、二つ目を「鎌倉歴史的風致を深掘りして第2期計画策定に反映する」というのを謳っております。実際のルートとしては次の地図を見ていただくと少し分かりやすくなるのですが、先ほど私の方で方針を説明させていただいた重点区域の拡大を狙っているところについて、それぞれルートAルート、Bルートという形で二つに分かれて回る予定です。ルートAの方は海浜部分をメインとした長谷～稲村ヶ崎と、腰越を中心に回ろうと考えております。ルートBについては、鎌倉山の扇湖山荘と榎亭を中心に周遊できるような形で回ることを検討しています。実施時期については今年の5・6月の土日、午前中の開催を検討しています。規模はA・Bのルートともに各10名程度を考えております。

最後、講師による解説と先ほどご説明したオンラインの意見募集で使った liquid というシステムを使いまして、道中で集まった意見やアイデアを募集し、最終的にまとめていくような形でフィールドワークの企画内容を考えております。ちなみに鎌倉山のルートの講師については、本日はいらっしゃらないですけれども赤松委員にもご協力をお願いしているところでございます。

以上で市民参画についての説明を終わらせていただきます。それでは、これまでの検討部会での検討状況について、小林副部会長から報告をお願いいたします。

小林副会長 資料の 6-2 に、これまでの第 2 期計画検討部会での検討状況というのが出ております。先ほどご報告いただいた通り資料 6 にも書いてありますけれども、下部組織として検討部会という形で本日もいらっしゃいますが、西村部会長、それから大木委員、福岡委員、本日もご欠席ですけれども赤松委員と私の方で検討をさせていただきまして、既に 2 回、令和 6 年 12 月 24 日と、令和 7 年の 2 月 28 日に本日出されたような取組についてですとか方針についてご説明いただいた後に、委員の方から意見を述べるという形で開催しております。主な検討内容としては、これまでたった 2 回ですけれども、割と中身の濃いとかざっくばらんなご意見がたくさん出され、なかなか私の中でも消化しきれないところがあるのですが、第 2 期を行うということで、その前提として本日の前半は令和 6 年度の評価ですけれども、それも含めた第 1 期全体の評価がないと第 2 期に進めないということもありますので、第 1 期計画の評価についての意見ですとか、今日ご説明のあった第 2 期計画の策定方針について、それから本日もご報告ありましたけれども計画策定の市民参画などについて、部会の参加者からの意見が色々出されている状況です。主な意見については資料に書かれております。かいつまんで報告しますけれども、計画全体の取りまとめについては、第 1 期計画の最終評価としてここまで出来たけれどもここは出来ていないところを、本日も令和 6 年度だけでかなりご意見が出ましたが、そういうところをきっちりまとめるということがまず大前提であろうということと、あと課題を整理していく中で、第 1 期では割と市民の方の理解を得ていくという内容であったわけですがけれども、第 2 期では一歩進んで、共に作っていくような方法が出来ればいいのかというご意見も出ていたかと思えます。また、その第 2 期計画を策定していくにあたり進め方を戦略的に行う必要があり、本日も歴史的風致を追加する案が出されておりましたけれども、効果等を十分に考慮して進めていく必要があるということと、あとルートの話も出ましたけれども、隣接する市などとの連携がもし出来るなら検討してもいいのではないかという意見も出ておりました。その話題の重点区域の拡大と歴史的風致の追加の件については第 1 期になかったもので、新しく出てくるものとなりますので、十分に理解を得られるもの、誰にでも受け止められるようなものである必要があり、十分な検討が必要であるということと、その中で今日まとめていただいた江ノ島鎌倉金沢を巡る歴史的風致のストーリーは、割と受け止めやすい内容なのではないかという意見も出ていたかと思えます。これまで、まちはありますが海の方がなかったので、海岸風景という辺りにも変化として出していくというのも一つあるのではという意見も出ております。

また一方で、現在取り組んでいるものの中で、まだ進捗していないものもあり、現在の第1期の歴史的風致を深掘りするような検討を一方では必要であるというご意見も出ております。別荘文化にまつわる歴史的風致を深掘りして、鎌倉山を既存の歴史的風致の範囲に追加するという、今回出された検討は一ついい方向ではないかというご意見を頂戴しています。また、オーバーツーリズムの関係もあり混雑軽減とも関わりますが、鎌倉を歩く道というところで一つキーワードになってくる中で、歩きやすい環境作りについて、やはり歩ける街というのが鎌倉らしさであり、市街地それからハイキングコースなども含めてそういうところが鎌倉の道の魅力なので、そういったところに着目していくべきですとか、あるいはそういった道エリア、自然、緑、文化財など様々な要素を多様に組み合わせた立体的な展開もいいのではないかというご意見等も頂戴しております。

一方で、歴史的建造物への景観重要建築物等の支援については、なかなか金額も足りていないところもありますので、さらなる支援等の手段を講じていく必要があるのではないかというご意見が出ておりました。また、歴史的風致については、まち全体に関わる形で先ほどエコミュージアムのお話も出ておりましたが、そういった面で鎌倉ミュージアム構想との連携が今後さらに必要になるということで、文化財保護法、文化財の方で文化財保存活用地域計画という、文化庁からの補助金事業がありますので、そういうものがもし可能であれば活用して、補完関係が築ければ理想的であるのではないかという話も出ました。

ただ、本日も関係部局がたくさんありなかなか難しいというお話も出ておりましたけれども、そういった問題もあるかと思うのですが、保存活用地域計画と連動することになれば、関係プロジェクトに横串を通してそれぞれが連携して市民に分かりやすいようにしていくことは不可欠であろうというお話も出ております。なかなか課題が多そうです。

先ほど最後にご説明いただきました市民参画、アンケートとかそういった意見募集ですけれども、一応サンプル数も出していただいていたけれども、まだ少ないということで改めて周知方法を検討した方がいいのではないかとすとか、あと学生の意見を募ってはどうかという意見が出ていました。要はどれぐらいの年齢の人が、どういう人が答えているのかというのが分からないと難しいので、そういうところをきちんと分析をして、なるべく多くの色々な立場の方やいろんな年齢層の方からご意見を頂戴して反映したらいいのではないかとというのが委員の方から出ておりました。

また新しく鎌倉に居住した方の意見も取り入れた方がいいのではないかというご意見も出ております。また3回目の設問については、今後に繋げるために能動的な意見をもらいたいということで、聞き方などの設問設定にも工夫が必要ではないかという形でした。フィールドワークを二つ挙げていただいておりますが、単なるまち歩きの観光で終わらないように、それが第2期計画にきっちり繋がる目標、目的を明確に設定して参加される方の中でそれをきちんと共有してもらい実施すれば意義あることが出来るのではないかというご意見が出ていたということです。今言ったことは決まったことではなく、こんなアイデアができましたというお話になります。こういった

ところを受けて、さらにブラッシュアップしていただき、また重ねていくということになるかと思いますが、取り敢えず今回は2回分のご報告ということで終わらせていただきます。

西村会長 どうもありがとうございました。今の計画が来年度で10年を迎え、その第2期計画は再来年度から始まるということで、来年度のうちに次の計画を作りたいということになっています。

牧田委員 歴史的風致の追加の重点区域の拡大のイメージという資料6に関して一つ提案をさせていただきたいのですけれども、鎌倉山の丘陵住宅地と腰越の方を追加ということですが、もう一つ玉縄地区、後北条の七曲りですとか龍宝寺のあるような辺りをオーバーツーリズムとかという観点から見ましても、少し大船地区に分散させることも考えていただければいけないかなと感じました。それから近隣の市との連携という意味では、もちろん腰越の辺りで藤沢と江の島を含んだその辺りがもう一つ大きなことになるとは思いますけれども、もう一方で日蓮の遺跡ですとか、そういったところを含めますと逗子市との連携で、まんだら堂の辺りも一つ地区としては重要な、隣の市と連携ということになるかなと思います。あとは金沢になりますと、朝比奈峠を越えた向こう側の横浜とかになると思うのですが、市としては鎌倉市全体が歴史的な風致でもありますし、景観もそういうところが大きく意味を持っているように感じました。でも今小林委員おっしゃってくださったことは非常に簡潔で分かりやすいご報告だったと思います。どうもありがとうございました。以上です。

西村会長 はい、ありがとうございました。玉縄地区中心に考えたかどうかというご提案がありました。何かありますでしょうか。

事務局 ただいま歴史的風致の地区に玉縄地区の拡大というお話がございました。重点区域に限らずそういう歴史的風致の要素を追加することにつきましては、各地域によって魅力的な場所というのは確かにあるところがございます。今回改定の方針で事務局としての案ということと、あと部会でご審議いただいているところですが、なかなか地区の拡大というところについては、国とのこれからの協議という点となると、今の地区のところを底上げすることや、現在重点区域に掲げているところの取組を充実させていくところが求められているところではあります。ただ地域によってその魅力というのはそれぞれでございますので、ご意見としては賜りまして、こちらの方で検討させていただきたいと考えております。

西村会長 はい、ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。

大木委員 この資料の6-2の検討状況の2ページ目、計画の推進体制の連携強化という中で、その中間支援組織という名称が出てきていて、これについて市の方にお伺いしたいのですけれども、中間支援組織と考えたときに福岡先生もおっしゃったように、世田谷のまちづくりセンターとか、鎌倉で言えばおそらく景観整備機構もそれに当たると思うのですが、将来及びこれまでの歴史を踏まえ、この計画の中で考えた場合、当然それだけでは足りなくて、例えば緑とかで言えば風致保存会が行っているところ、観光とか商業みたいな話になってくるともう少し違う視点が出てくるし、例えば住環境のような話があれば町内会組織や、そういったところで違う視点が出てくるのではな

いかということが一つ。もう一つは中間支援組織だけではなくて、地元の主体性というか、既存の町内会だって商店街、あるいはいろんな地域の集まりとか、そういったものの主体性はどう捉えるかという。そうなったときに、例えば私が住んでいる大町二丁目は自主まちづくり計画のエリアです。一応その住民が主体に鎌倉市のまちづくり条例に基づいて計画を運用して、一応そういう実績があります。他にも鎌倉山や浄明寺とか行っているところもあると思うのですが、だいぶ踏み込んだ話をすると、中間支援組織があつてその地域の主体的な取組をどういう形で支援していくかというときに、今のまちづくり条例が今のままでいいのかという話になって、その歴まち計画の中でどこまでその辺の話に踏み込んでいいのかを今の段階で構わないのでぎくばらんと言っていたらとありがたいなと思っています。

西村会長　　すぐまちづくり全体に広がるのではないという仕分けを、どう考えるかということですね。いかがでしょうか。

事務局　　中間支援組織ですが、ご指摘の通り中間支援組織にも得意不得意があり、例えば今お話のあった「ひとまち」のようなものについては、建築とか景観分野はお得意な方がおられて、大変力になっているというところですけども、特に住環境ですとか、まちづくりという分野での組織がなかなかないというところだと思います。鎌倉市はまちづくり条例に基づきアドバイザーの地域派遣という制度は作っているのですが、それよりも行政と住民の方、地域の方との間に立って何かコーディネート出来る組織というのは必要だということはあると思いますが、なかなかその受け皿になってくれるような組織がこれまでも出来ていないというところだと思います。まちづくり条例の改正等の中でも、その部分は予めから課題になっているところですので、そこは我々も課題だと認識をしているところです。他市の状況をこれから勉強させていただき、より具体的なものを検討していくことが必要だということ是非常に認識しております。あと、地元の主体性ということに関しては、ご指摘の通り鎌倉市はある意味では一歩進んでいて、自主まちづくり計画で地元の取り組みを広げていこうということを行って来ていまして、ちょうどまちづくり条例の改正を進めていることがありまして、より一歩進めた形で市の市民参画のまちづくりの仕組みを整えていこうと取り組んでいるところだと思いますので、そういったのも見ていただきながら、少しご支援をいただければありがたいと思っています。

大木委員　　ということは、多少その辺に踏み込んで話してもいいのですか。

事務局　　すみません。そこのところですけどあくまでも今、歴史まちづくりということでお話をさせていただいていますので80%の議論はそちらの方でお願いしたいと思いますが、10%ぐらいのところ、鎌倉全般のまちづくりについてご注意とか、ご提案をいただければ、この計画の中に全部盛り込めないかもしれませんが、そこはきちっと書き留めて今後の検討の材料として各原局の方にお伝えしたりとかができると思いますので、是非ともそういったご意見、ご指摘あればいただければと思っております。市役所の問題はなかなか難しいと思いますけれども、ご意見いただければ、そこところは書き留めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

福岡委員　　意見続けてなのですけども、中間支援組織というのがどこから急に生まれてくる

ことはなくて、どこかの誰かが急に仕事をしてくれることは絶対ないです。ですので、既存の緑とか、文化財とか様々な団体があるとは思うのですけれども、なかなかいろんな主体が違うことを一緒に議論する場というのがありませんので、例えば国交省の緑とか公園の分野ですと、公園の協議会は今立ち上げられるようになりました。なので中間支援までいかななくても、少なくともそういう協議の場を作るという第一歩もあるかと思えますし、そういうことはこの過去の評価の全体ではどう評価されるか分かりませんが、国交省の中では多分そういう動き、緑はありますので、緑も殆んどもう担い手がいないので、中間支援とか協議会とかを立ち上げられるということが一つ大事かなと思ったのと、でもそれは具体的な場所ともセットになっていますので、逆にそういう動きが活発な地域とか場所とか、すごく地域で一生懸命そういう文化財を大事にされていると町のことが進んでいるところで、逆にそういうところに手を挙げていただけるような仕組みが出来た方が上からこう来てくださいますとかではなくて、少し創発的ということを多分できる素地はあるのかなと思いますので、その間に入るのは結構大変だと思うのですけれども、町の中間支援組織っていう鎌倉らしい定義というか、位置づけみたいなものができて組織ができることが目的ではなく、何かそこに至るまでのプロセスも少し書いてあげると、どうやって実現するかっていうところの評価では響くのかもかもしれないなと思いました。

西村会長　ご意見ありがとうございます。第2期計画の策定に向けた取組状況についての報告は以上とします。

イ 歴史まちづくりに関する今後の取組について

西村会長　次に、報告の2番目、「歴史まちづくりに関する今後の取組」について、事務局から説明をお願いします。

事務局　続きまして、歴史まちづくりに関する今後の取組について説明します。

資料7をご覧ください。これまで説明してきたとおり、今後、令和7年12月の第2期計画策定に向けて検討を進めるとともに、令和7年度に予定する市の次期総合計画の策定作業とも連携し、歴史まちづくりの実現に寄与する事業について、第2期計画に位置付けていくとともに、引き続き、国支援事業を活用し、事業を推進していきたいと考えています。以上で、歴史まちづくりに関する今後の取組の説明を終わります。

西村会長　資料の中のような感じで、来年度にいろんなことが総合計画もあるのですね。よろしいでしょうか。

委員一同　了承。

西村会長　それでは次に行きましょう。

(4) その他

ア 旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷子ども会館）保存改修事業の取組について

西村会長　最後に、その他として、現在取り組んでいる事業の紹介を行います。

はじめに、「旧諸戸邸（きゅうもろとてい）（旧鎌倉市長谷子ども会館）保存改修事業の取組」について、事業所管課から説明をお願いします。

公的不動産活用課 公的不動産活用課の西村と申します。よろしく申し上げます。本日は旧諸戸邸の建物の概要と、今後保存をしながら民間の利活用ということを検討しておりますので、大きくはその施設の概要というところと、保存と利活用というところの二つに分けてご説明させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。まず旧諸戸邸ですが、長谷1丁目にありまして鎌倉駅から20分ぐらい、由比ヶ浜駅から5分ぐらいのところであり、図の赤い位置になります。この建物については、画面左下のこれまでの経緯になりますけれども、明治41年に建築された建物です。その後、大正10年に2代目諸戸清六さんの所有となりまして、そこから約60年間、諸戸家の建物となっていました。そして昭和55年に鎌倉市が寄付を受けてからは、約40年弱、子供会館として利用していたという経緯があります。しかしながら、平成30年に耐震性能不足が発覚して子供会館を閉館し、その後は未利用という状況で、今活用に向けた検討をしているところです。建物の位置づけとしましては、平成7年に景観重要建築物等に指定して、平成18年に国登録有形文化財に登録、令和4年には歴史的風致形成建造物に指定しています。

次に敷地についてです。敷地は図面右側の赤い点線の枠が旧諸戸邸の敷地になりまして、760㎡ぐらいで隣は公園となっています。建物の方は、緑と青で囲んだ部分が登録有形文化財になっている建物で、右上の灰色で網掛けしているところは昭和55年に増築した建物になっていて、こちらは歴史的な位置づけはない状況になっています。そして図面の真ん中ぐらいに、横に横切っている赤い線がありますけれども、こちらがレッドゾーンで、ここより北側が土砂災害特別警戒区域になっており、今後はこの対策もしながら利活用を進めていくという状況になっております。建物の構成は、図面の緑で囲んだ部分が洋館、そして上側の青く囲った部分が蔵で、登録有形文化財としてはそれぞれ別々に登録している状況になっております。こちらが平面図になります。こちらが外観になります。外部はバルコニーに設けられた円柱やフリーズ鋳鉄製の手すり、バルコニーに開く一、二階のドア枠や窓枠などに優美な装飾が施されています。こちらは最近の写真になります。少し錆びた状況になっております。こちらは内観になります。内部も、階段の親柱や手すり天井コーニスや中心飾り、各室で様子が異なるフローリングなどを外観内観ともに華麗な意匠の装飾が施されています。また先ほどの蔵の部分は、かつて大規模和風住宅があったところの名残となっています。寄附を受けた当初、現存する洋館の他に和風棟もあり、広大な敷地には庭園が設けられていたと伝えられています。こちらは中央図書館の方から提供を受けたものになりますが、図面の真ん中より上にあるのが今の建物になり、斜めに廊下みたいなのが Continuing していますが、こちらはもうありませんが、このような形で建物が Continuing していて、おそらくこの黄色い枠が旧諸戸家の敷地だったのではないかと思います。縮尺が完全ではないですけど、今のものに大体合わせるとこれぐらい広大な土地を所有していました。北側が文学館になってくる状況になっています。しかし、年月が経つ中であの右上が分かりやすいですけども、柱上の装飾等が落ち、バルコニーの部分がかなり錆びてしまっていますので、こういうところをこれから補修しながら利活用を進めていきたいと考えているところです。

次に利活用の方針について説明させていただきます。今後は、基本的には保存をしながら民間の方に使っていただく形で官民連携という形で進めていきたいと考えています。ですがその中で、装飾等につきましてははっきり保存していかなければいけないこともありますので、令和4年、5年をかけて、専門家のご意見も伺いながら右側にある形で各部屋とか外観のそれぞれの面、4段階の基準を設けてしっかり保存していく部分、改修等していい部分というところを分けて、民間にもお貸付をしていきたいと考えております。それから耐震性が不足しているので、実施設計はこれからになりますけれども、基本設計まで終えた段階では、構造用合板による補強とか、仕口ダンパーを追加して建物の合成と耐力を向上させる形で耐震性を確保していきたいと考えております。実際の利活用については左の表になりますけれども、基本的に装飾の補修とか耐震補強後北側の防災対策等については、市でしっかりと行った上で民間の方に貸し付けをしていきたいと考えています。右側の図面は、新築建設可能範囲で、先ほどあった増築等に関しましてはこれから解体し、その部分に関しては民間の方が新棟を建ててもいいという形で進めていきたいと考えているところです。左下、令和4年、5年と民間にどのようなことが出来るかを伺ってきたところですが、ここが第一種低層住居専用地域ということで、元々なかなか収益事業がやりづらいところですが、今までの歴史を踏まえて保育施設や子供図書館といったことで、利活用の可能性があるといったようなご意見をいただいているところです。

最後に簡単にスケジュールですが、これまで令和4年から3年間かけて耐震調査や耐震の基本設計、あと北側防災に関する実施設計等を行ってきました。来年度以降は、今2ヶ年かけて行っているところで耐震の実施設計をして、それから図面右側の増築棟の解体と北側の防護柵の設置の防災対策を来年度行います。その後、8年、9年をかけて建物の改修工事と外構の工事を実施します。それと民間事業者に関しては、令和7年度をめどに事業者の選定をして、耐震改修が終わってから建物の内装改修などに入ってもらい、供用開始してもらおうという形で進めていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

西村会長 ありがとうございます。何かこの件に関してありますか。

村田委員 最後のところにも文学館のことも出ておりますが、今文学館の改修が市の広報で発表されているように、何か喫茶スペースなども手前に作ってとかいう計画が出ました。だから納得しているのですが、実はあの前田家の方からお話を伺ったのですが、前田さんが住んでいた下のお家を鎌倉市にくださったにも関わらず、市の不注意で雨漏りで半分壊れ、利活用が出来ない今日まで来て、今度の計画ではあの建物は取り壊すことにどうもなっているらしい。そのことについて金沢の方にとって前田家はとても今でも大切らしいのです。だから、鎌倉市は何てことをしてくれたのかと私の方に言われてきた人がいます。というのも、私は高山右近を書いているので、金沢にとって高山右近も大切な人です。それでよく連絡をとるものですから、そういう歴史的なものとか、人に関して鎌倉市はどう思っているのかみたいな。あそこの家がどうして突然取り壊しになったのか。まだ使える状態で、前田様が住んでいたものを差し上げたわけだから、そんなに突然の取り壊しと聞いて、鎌倉市民は大丈夫なのです。

か。だから、きっとどこかでまた出てくるはずです。そのことを言われ、石川県の観光大使が鎌倉にいますので、彼が何か、来週文化課の課長と面会なさるそうですから、そこで出てくると思います。そういうことがあると、あの旧諸戸邸を民間に貸し出すのではなく、あそこ近いようすし。また反対の方へ行くと吉屋信子邸もありますし、吉屋信子邸は教育委員会が持っている。それから先に行くと今度は川端さんの家もある。だからいっそ鎌倉は、ちゃんと計画をお立てになり、あの周り4棟全部を歴史的な分散した建物として何か関連したことできちんと使われると、私はその方が将来的にいいような気がしています。だから何でもかんでも、すぐもう誰かやりませんかではなく、それで失敗したのが野村の跡地。あそこはいただいてからもう何十年になります。結局利活用が決まっていない。そういうことを他の地方から見て、鎌倉って何をしているのだという声は聞きます。ですから旧諸戸邸を単独で急がれず地域全体を風致地区ですし、それこそこの会が携わってらっしゃるいろんな問題を抱えていますので、複合的に考えていただけたらと思います。

- 西村会長 歴まちエッセンスみたいな話になりました。他いかがでしょうか。よろしいですか。
委員一同 了承。
西村会長 もう1件ありますので次に参ります。

イ 日本遺産の取組について

西村会長 それでは次の議題に移りたいと思います。次は日本遺産の取組についてです。よろしくをお願いします。

観光課 担当代わりまして、観光課の箱崎と申します。昨年度はオーバーツーリズムの取り組みについてご報告をさせていただきましたが、本日は先ほど事務局からも報告があったと思いますが、様式1-6にもありました日本遺産に係る取り組みについて、最新の情報を紹介させていただければと思います。まずご存知の方も多いと思うのですが日本遺産とは何かということところです。こちらは我が国の文化伝統を語るストーリーというものを文化庁が認定するものになっております。そしてストーリーを語る上で欠かせない文化財群を整備活用し発信していくことによって、地域の活性化を図るということを目的としております。

日本遺産の制度は2015年、平成27年度から文化庁がスタートさせた制度です。今まで文化財の保護というところが主流だったところを、日本遺産という仕組みによって、それにプラスして活用を重視した取り組みを進めるということになっております。

鎌倉の日本遺産については、制度の設立の翌年の平成28年度、2016年度に認定を受けております。日本遺産事業を推進することについては、鎌倉市にとっては大きく二つの目的がございます。鎌倉市の歴史や文化をさらに深く知っていただくことにより知らなかった鎌倉を知ることにより更なる満足度を向上させるということ、そして鎌倉市の抱える課題の改善を図るということで、特定の場所や時間だけ混雑しているオーバーツーリズムについて分散化を図るということや、滞在時間がどうしても日帰りでは皆さん来られますので、観光消費額が少ないということが問題点としてありま

すので、そこを向上させる周遊観光をしていただくというところがございます。

鎌倉市の認定ストーリーは、「いざ鎌倉歴史と文化が描くモザイク画の街へ」というストーリーのタイトルになっております。こちらモザイク画の街という意味としては、皆様がよくイメージされる鎌倉時代の社寺だけではなく、様々な時代の建築や行事があり、それがモザイク状に市内に広がっているということを表しています。

例えば明治以降には多くの別荘が建てられていることや、鎌倉文士と呼ばれる川端康成ですとか大佛次郎といった文学者たちが鎌倉をモデルに執筆したり、現在も続いているぼんぼり祭りなどの行事を企画したりしている。そういった各時代を象徴する歴史的遺産がモザイクのパーツのように散りばめられているという意味が込められています。構成文化財としては 56 ございまして、皆様がイメージよくイメージされる、聞かれることの多い社寺ですとか、鎌倉時代から切り開かれた切通、その他、次のページの古我邸ですとか鎌倉文学館。こういった今お話にあったような近現代の建築物、あとはそこから発生した鎌倉彫なども構成文化財となっております。鎌倉市が日本遺産に認定された後、令和3年度に国が総括評価継続審査の仕組みを導入しております。そして、令和4年度に鎌倉市がこの審査を受けた結果条件付き認定地域となりました。こちら条件付き認定地域となりますと、通常6年ごとに審査を受けるところを3年後に再審査を受けることになっております。令和4年度に鎌倉が条件付き認定地域となったということで、3年後の令和7年度から来年にかけて再審査が行われることになっております。こちら再審査の結果で取り組みが評価されれば認定が継続されますが、取り組みが不十分と判断されると認定が取り消しになることとなります。審査結果では日本遺産という資源を活用した地域作りについてのビジョンが不明確ですとか、一般的な観光と日本遺産を生かした観光との差異が分からない、あとは関係者との具体的な連携が不十分などの評価を受けております。これらの指摘を受け民間事業者、社寺、文化資源関係者とさらに連携を深め、次のような取り組みをこの2年近くで行ってまいりました。ここからは令和4年度に条件付き認定となった後、令和5年度と令和6年度で取り組んだ内容についてご紹介をさせていただきます。条件付き認定地域となった後、鎌倉のストーリーを分かりやすく伝えることの重要性を実感いたしました。始まりを知る町鎌倉というコンセプトを作成し、ポスターなどの啓発物を作成いたしました。武家政権が鎌倉の地で始まったこと、文士たちによる戦中戦後の文学再興始まりなど、鎌倉から始まった新しいライフスタイルや文化が現在にも通じているということコンセプトにしております。また鎌倉のストーリー、武士、禅、別荘、文士の四つのテーマに分け、分かりやすく説明することといたしました。こういったこれまでにはない鎌倉へのフォーカスの仕方で、ポスターやマップ、案内板の作成といった情報発信、講演会の実施、地域の子供たちへの日本遺産講座などの普及活動に努めています。令和4年に条件付き認定となった後、令和6年の4月1日、今年度日本遺産いざ鎌倉観光案内所という施設を鎌倉駅の西口にオープンをさせております。今まで東口にしか観光案内所がなかったところですが、日本遺産をテーマとした案内所ということで西口にも設立することができました。こちらについては鎌倉ガイド協会様が常駐してくださっており、ここで来訪者から質問があった事項などを日

頃のガイドの中でも日本遺産についてご紹介していただく際に活用いただくといった、あのガイドの方々と連携した取り組みとして行っております。右側はホームページですけれども、皆さん鎌倉に来られるときに最初に見られる鎌倉観光公式ガイドページに、日本遺産の特設サイトを設けております。こちらについては、今年度、令和6年度に英語版、中国語版のページも増やしまして、日本の方だけではなく海外に向けても鎌倉の日本遺産というものを発信する取り組みを行っております。次にもブックレットやマップについても、ブックレットは元々あの認定当初に作ったものですが、周遊マップについては今回テーマごとに武士、禅、別荘、文士ということで分けまして、テーマごとに巡っていただくようなマップを作成しております。こちらも英語版を作成しております。

その他、案内板懸垂幕等で鎌倉の日本遺産の周知も行っております。鎌倉駅の東口の改札の上への懸垂幕の設置や、写真にないのですが北鎌倉駅にも横断幕を設置しております。あとは案内板の新設になりますが、今まであまり案内板のなかったところに新設をして日本遺産の説明を加え、あとは既存の案内板に日本遺産のマークとQRコードをつけさせていただいて、お寺様や文化財関係者の方々にご協力をいただきながら看板の設置を進めております。

目指すところとしては、鎌倉駅の東口の駅前広場にも交番の横のところに日本遺産の説明の看板も新設しております。あとはスタンプラリーの実施ということで、昨年11月22日から12月22日に若い世代に認知度の高い社寺だけではなく様々な場所を徒歩で周遊していただきたいということで、アニメの逃げ上手の若君という鎌倉時代末期、鎌倉時代が滅亡した後の北条氏を主人公としたアニメですけれども、こちらを題材としたスタンプラリーを実施しまして、3,581名の方にご参加をいただきました。実施にあたっては、ゆかりの地である社寺の皆様と協議いたしまして、謝辞をスタンプスポットとさせていただいております。皆様や観光客の方が多く行かれるような場所だけではなく、比較的広い場所に広がるゆかりの地を取り上げさせていただき、それを公共交通機関や車を使わずに徒歩で巡れることで、オーバーツーリズムにも資する取り組みといたしました。

次にイベントでの周知ですが、全国で行われる文化庁主催のイベントなどで周知を図っております。再審査の指摘を踏まえまして、構成文化財である鎌倉彫のご関係者にご協力いただき、鎌倉彫のお箸を販売していただいております。あとは大正時代から続く酒屋に起源を持ち、長く鎌倉でビールを作られている鎌倉ビール様にご出展いただきいてビールの販売をしていただくなど、文化庁から求められている民間事業者と連携して地域活性化に繋がる日本遺産の取り組みというものを進めております。そしてこのたび第1回日本遺産アワードで鎌倉市が一位を受賞いたしました。実際に訪れてみて魅力的だと感じた日本遺産部門で、全国の日本遺産検定合格者を日本遺産ソムリエですけれども、その方々に選んでいただいた結果となっております。最後に会場にいらっしゃる皆様にはお配りしているのですが、来週3月15日の土曜日に、建長寺にてシンポジウムを行います。こちら昨年度もシンポジウムを行っており、極楽寺様にもご登壇いただいたところですが、今回は構成文化財である建長寺様に場所も

お借りしまして、ご登壇もいただき、社寺との連携強化というところで連携を図っております。パネルディスカッションについては、昨年度元々鎌倉の日本遺産について関わってくださっている方々を中心にしていましたが、今回は外から見た鎌倉ということも意識いたしまして、龍絵師の虎香様、石飛様という広島を中心に歴史のガイダンスを養成されている方ですね、日本遺産の大山参りなどのガイド事業にも関わっていらっしゃる方や、あとは中からの視点ということで建長寺様や歴史文化交流館の学芸員などにもご登壇いただく予定であります。もし皆様ご都合が合えば、これからお申し込みいただければ幸いです。具体的な事例紹介は以上となります。最後に繰り返になりますが、日本遺産の取り組みは鎌倉の歴史や文化をさらに深く知っていただくとともに、様々な観光に関する課題の改善を図ることを目的としており、この他にも様々な取り組みを観光課で行っておりますが、鎌倉市の基本計画の基本理念である住んでよかった、訪れて良かったと思ってもらえるということが一番の目的とした事業になります。社寺や文化資源の所有者が日頃から構成文化財を守り、活用されていること、そして日頃から皆様にお力添えをいただいている歴史的風致の維持向上を目指すことと、日本遺産事業を推進することは非常に密接に繋がっていると考えておまして、今後も連携をしながら取り組みを進めていきたいと考えております。私からの説明は以上です。

西村会長 はいありがとうございます。説明いただきました。何かその点に関してご質問はありますか。

横松委員 お願いと提案ですけれども、今オーバーツーリズムという言葉も出てきましたし、非常に点としては素晴らしい取り組みをしていると思うのですが、そのパークアンドライドなど、点と点を結ぶその道路事業で、先ほども TDM というお話があったのですけれども、なかなかうまく進んでいない中で、思い切って例えば観光シーズンの日曜日は一方通行にするとか、そういったことをぜひ積極的に思い切って試行でもいいから行ってほしいと思います。

一つ例を挙げれば、今、長谷寺と大仏様を繋ぐ道が非常に混雑しておりまして、日曜日などは車道を人が歩くような形になっており非常に危険です。例えばあの辺の短い道路の幅とかも、その間、一方通行にするとか、正月のときの様にすると完全に道路をコントロール出来るので、1回行い、それを習慣化していけば出来ないことはないと思うのです。

問題あるいは事故が起きてからはでは間に合わないと思うので、ぜひ試してみることを繰り返す中で、市民、それから観光客もそれに慣れるということがありますので、是非取り組んでほしいと思うのです。思い切って、この話はいつもずっと出ていますけれども全然進まない。正月のときに慣例化しているので出来ないことはないと思っております。この件については、もう日々の生活のことでもありますので検討をお願いしたいと思います。

西村会長 はい、ありがとうございます。そういう社会実験をぜひやっていただきたいと思えます。他いかがでしょうか。

福岡委員 今の意見に続けて、観光課さんのプレゼンはすごくよく出来ていると思ったのです

けども、イベントと、それからたくさんプログラムを打つこと等はよく分かったのですけども、この日本遺産の継続の審査のときに出てきた地域作りのビジョンが足りないというところと、あと関係者との連携が不十分というところに対しては、多分今回の法定協議会を契機に、今までは観光は観光を、歴史は歴史で、どこの役所も私の大学もそうですけれども、やはり自分たちの部署でやらないといけないことを超えて、観光の場作りとか先ほどお話があった道路のことを行おうと思うと、警察協議とか、神奈川県とのやり取りとか、交通とか土木の人たちとのやり取りって結構大変で複雑ですけれど、多分そういうところがまちづくりとか観光の場作り、何かそこにうまく繋げていく機会にこれが出来れば、もちろんこの予算がつくとか、そういうことは大事なのですが、一つでもそういうところに繋げていく場として協議会が生かされればいいのかと、何かお話を聞きながら伺い思いましたので、取組自体は素晴らしいと思いますが、何かそういうものを多分続けていくためには、今後はそういうことに繋がっていくということが必要です。

西村会長 まさにそういうビジョンを描いているわけです。はい。ありがとうございます。よろしいですか。それでは、一応全体のプレゼンテーションを終わりたいと思います。

(5) 閉会

西村会長 何か全体を通じてどうしても言いたいことはありますか。よろしいですか。では事務局にお返したいと思います。

事務局 皆さん、本日は長時間に渡り本当に申し訳ございませんでした。

また、熱心なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、令和6年度の先ほどの評価の部分、進行管理評価シートについては取りまとめをさせていただきます。第二期次計画の策定に向けた取り組みについても進めてまいりたいと思います。

本日の資料について追加でご意見等ございましたら、恐れ入りますが、1週間後の3月14日の金曜日を目安に、事務局の方にメール等で送っていただければと思います。

それでは、これもちまして会議を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上